

## 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則

### (名称及び構成)

第1条 本支部は、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）中国四国地方支部と称し、支部区域内の日本水道協会会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

### (目的)

第2条 本支部は、支部区域内において日本水道協会定款第3条の目的を達成するため、諸般の調査研究その他必要な事業を行い、かつ、会員相互の連携を強化することを目的とする。

### (会員)

第3条 本支部の会員は、日本水道協会定款第7条に定めるとおり、次の3種とする。

- (1) 正会員 次のいずれかに該当する者とする。
  - ① 水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業のいずれか、または複数を経営する地方公共団体または法人
  - ② 専用水道を設置する法人または団体
- (2) 特別会員 次のいずれかに該当する者とする。
  - ① 水道について学識または経験ある個人
  - ② 水道に関連ある、国または地方公共団体の行政機関
  - ③ 水道に関連ある独立行政法人
- (3) 賛助会員 水道に関連があり、本協会の目的達成に賛同する法人または団体とする。

### (名誉会員)

第4条 本支部の区域内において、水道の普及発達に特別の功績があった者は、支部長の推薦により支部総会の承認を得て、名誉会員とすることができる。

### (役員)

第5条 本支部に、次の役員を置く。

支部長 1名  
幹事 18名以内  
監事 2名

- 2 前項の役員は、第10条に規定する支部総会において正会員から選任し日本水道協会理事長（以下「理事長」という。）に報告する。ただし、幹事は各県支部2名とし、うち1名は県支部長をもってあてる。
- 3 第1項に規定する役員の任期は2年とする。ただし、その終期は、任期満了の年の支部総会終結の日とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 支部長は、支部の事業を総括し、本支部を代表する。

- 2 幹事は、事業運営の重要事項について協議する。
- 3 監事は、本支部の会務を監査する。

(役員補選)

第7条 役員に欠員を生じたときは、補欠者を選任し理事長に報告する。ただし、支部長において業務執行上支障がないと認めたときは、改選期までこれを行なわないことができる。

- 2 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(災害支援)

第8条 本支部会員に災害等が発生したときは、会員相互の連絡を密にし、被災した会員の応急給水及び応急復旧等に協力するものとする。

- 2 本支部会員以外の日本水道協会会員に災害が発生したときについても、被災した会員の応急給水及び応急復旧等に協力するものとする。

(事務局)

第9条 本支部の事務局は、支部長の水道局内に置く。

- 2 支部事務局に事務局長を置くことができる。
- 3 支部事務局に職員を置くことができる。

(支部総会)

第10条 支部総会は、原則として毎年1回以上これを開催し、支部規則の制定、改廃、支部予算の議決、支部決算の承認その他の事項を協議し、または議決する。

- 2 支部総会は、支部正会員の3分の1以上より目的を示して請求があったときは、これを開催するものとする。
- 3 支部長は、緊急を要すると認めたときは、臨時支部総会の招集に代えて、書面で会議の議事を決することができる。

(幹事会)

第11条 支部長及び幹事は、幹事会を構成し、支部総会に付議すべき事項、支部総会から委任された事項その他支部の運営に関する重要事項を協議し、決定する。

(会議の招集・議長等)

第12条 支部総会及び幹事会は、支部長がこれを招集する。

- 2 支部総会の議長は、開催地正会員の代表とし、幹事会の議長は、支部長とする。
- 3 支部長は、支部総会及び幹事会に提出しようとする事項を、なるべく会期5日前までに通知するものとする。

(議決)

第13条 支部総会の議事は、正会員の3分の1以上が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、この規則を変更する場合は、正会員の2分の1以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

(全国総会への議案提出)

第14条 支部総会において全国総会に提出すべき事項が決定したときは、支部長は、各事項に提案の理由を付し理事長に提出するものとする。

(議決内容の報告)

第15条 支部総会で議決した事項については、支部長は、速かに理事長に報告するものとする。

(委員会)

第16条 本支部は、支部区域内の水道に関する専門的事項を調査研究する機関として、委員会を設けることができる。

2 前項の委員会に必要な事項は、幹事会の決議により支部長が別に定める。

(会費)

第17条 本支部の会員は、別表に定める会費を、毎年度納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年4月1日から6月30日までに、納入しなければならない。

3 年度の中で入会したものの会費は、その年の定期総会終了前は全額、終了後は半額とし、加入した月の翌月末までに納入しなければならない。

(負担金)

第18条 支部長は、事業を実施する場合において必要と認めるときは、事業に参加する者から負担金を徴収することができる。

(経費)

第19条 本支部の経費は支部等活動資金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第20条 本支部の会計処理は、公益社団法人日本水道協会会計規程によるものとする。

(会計年度)

第21条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会の議決を得て支部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 日本水道協会中国四国地方支部規則は、公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止する。
- 3 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、支部区域内における社団法人日本水道協会の会員であった者は、公益社団法人日本水道協会定款実施日において本支部の会員とみなす。
- 4 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、日本水道協会中国四国地方支部の名誉会員であった者は、公益社団法人日本水道協会定款実施日において本支部の名誉会員とみなす。
- 5 日本水道協会中国四国地方支部の財産は、これを本支部に引き継ぐものとする。
- 6 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、日本水道協会中国四国地方支部の役員であった者は、それぞれこの規則に規定する役員に選任されたものとみなす。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

会員の種別	会 費
正 会 員	当該年度の協会の会費年額の100分の25に相当する額
賛 助 会 員	年額 28,000 円